

三州瓦屋根工事等 奨励補助金制度

市では、三州瓦を使った住宅などの工事に対して、一部補助をしています。
瓦屋根工事だけでなく、瓦を使った庭園の築造工事の補助もあります。



補助の種類 ※いずれの補助についても、市税などの滞納がない方にかぎります。

①瓦に対する補助

屋根工事に係る工事費の25%以内

【限度額】 瓦の形状が和型の場合 25万円
和型以外の場合 15万円



②住宅用太陽光発電システムに対する補助

太陽電池出力値1キロワット当たり 5万円

【限度額】 20万円（4キロワット）以内

ただし、「①瓦に対する補助」の対象者で、設置工事が屋根工事と同時であることが条件。

③庭園の築造に対する補助

造園工事に係る材料費（三州瓦のみ）の50%以内

【限度額】 10万円以内



内 容

①瓦に対する補助 ②住宅用太陽光発電システムに対する補助

- ・市内で居住するための家や共同住宅を新築する場合
 - ・市内に新築建売物件を購入する場合（建売主が三州瓦屋根工事等指定通知を受けていることが条件）
 - ・市内在住者が、住宅や共同住宅を増築または屋根をすべて葺替える場合
 - ・市内在住者が、居住している部分を改築する場合
- 上記いずれかの場合に三州瓦（*1）を使用すると、屋根工事費用一部の補助を受けることができます。
さらに、この屋根（新築または屋根をすべて葺替える場合のみ）に太陽光発電システムを屋根工事と同時に設置する場合には、補助金が上乗せされます。

③庭園の築造に対する補助 ※平成31年3月29日（必着）までに工事指定申請の手続きをしてください。

市内で、三州瓦（*1）を使用し景観形成に寄与する庭園を築造する場合に、費用一部の補助を受けることができます。

- ・過去に同一の庭園についてこの補助金を受けたことがある方を除きます。

（*1）市内の本店または本店に準ずる事業所で製造された瓦

提出書類

申請書類などの様式については、市公式ホームページ内地域産業グループのページよりダウンロードできます。

三州瓦屋根工事等指定申請書

- ・瓦屋根工事等施工現場に三州瓦が納品されたときに「三州瓦屋根工事等指定申請書」を速やかに提出してください。
- ・葺替えにともなう申請は、葺替え工事部分の施工前の屋根の状況写真が必要です。

三州瓦屋根工事等奨励補助金交付申請書

- ・住宅または庭園の完成後、「三州瓦屋根工事等指定通知書」を含めた書類を添付し提出してください。

問合せ先 地域産業グループ ☎ 52-1111 (内線271・281)